



2023年8月31日

日本内航海運組合総連合会 一般社団法人日本旅客船協会 全国油脂事業協同組合連合会 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 豊田通商株式会社 株式会社ダイセキ環境ソリューション

「内航船の廃食油回収・バイオ燃料活用の連絡協議会」が本日発足

日本内航海運組合総連合会(内航総連)、一般社団法人日本旅客船協会(旅客船協会)、全国油脂事業協同組合連合会(全油連)及び鉄道・運輸機構(JRTT)は、標記連絡協議会を8月31日に発足します。連絡協議会では、オブザーバーとして国土交通省海事局、協力者として豊田通商株式会社及び株式会社ダイセキ環境ソリューションの参画を得て、内航船の実態調査を実施し、廃食油回収の事業者ガイドラインの策定等の取り組みを行います。

2021 年 10 月に改訂された政府の地球温暖化対策計画では、2030 年度の内航海運における CO₂排出量を 2013 年度比で 17%減らすとの削減目標の見直しが行われたことから、既存船における省エネ・省 CO₂の 取り組みの一つとしてバイオ燃料の活用可能性が注目されています。

このような中、地球温暖化対策・SDGsの社会的な認識の高まりを受け、家庭やレストラン、食堂から回収された使用済みてんぷら油などの廃食油を原材料として、自動車などで利用できるバイオディーゼル燃料を製造する取組みが注目されておりますが、内航船からの廃食油については、現在は廃棄されることがほとんどです。

このため、内航海運分野において、廃食油回収の促進とバイオ燃料活用の拡大によるカーボンニュート ラルの推進を図ることを目的に、内航総連、旅客船協会、全油連及びJRTTは、「内航船の廃食油回収・ バイオ燃料活用の連絡協議会」(以下「連絡協議会」という。)を本日発足します。

さらに、連絡協議会では、オブザーバーとして国土交通省海事局に参加いただくほか、調査協力者として豊田通商株式会社及び株式会社ダイセキ環境ソリューションの参画も得て、内航船の実態調査を実施し、 廃食油回収の事業者ガイドラインの策定等の取り組みを行います。

(別紙) 内航船の廃食油回収・バイオ燃料活用の連絡協議会の概要

なお、第1回連絡協議会は、9月15日(金)に開催する予定です。













〔本件に関するお問合せ先〕

(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構

共有船舶建造支援部技術企画課(連絡協議会事務局) 松井、松本

電話:045-222-9124

Mail: naikou.tech-p54h@jrtt.go.jp

※内航海運分野におけるカーボンニュートラルの推進に取組む事業者団体は、連絡協議会に参加することができます。詳しくは、上記に示す連絡協議会の事務局担当者にお問い合わせください。

※第1回の連絡協議会では、会場での会議冒頭を公開いたします。当日の取材等をご希望される方は、上 記に示す連絡協議会の事務局担当者までお問い合わせください。

〔本件に関する内航総連合会お問合せ先〕

日本内航海運組合総連合会 逸見、林 電話:03-3263-4554、4551



内航船の廃食油回収・バイオ燃料活用の連絡協議会の概要

別紙

連絡協議会の参加メンバー



一日本内航海運組合総連合会

一般社団法人 日本旅客船協会

Japan Passengerboat Association



オブザーバー : 国土交通省海事局

: 🏏 豊田通商株式会社 協力者

(Daiseki) 株式会社ダイセキ環境ソリューション

事務局 : 鉄道建設•運輸施設整備支援機構 共有船舶建造支援部 技術企画課

廃食油回収・バイオ燃料活用の仕組み





地産地消型の 廃食油の回収と バイオ燃料の利用

バイオ燃料の供給

廃食油回収事業者 バイオ燃料製造事業者





廃食油からバイオ燃料の製造



内航船の廃食油回収・バイオ燃料活用の連絡協議会の概要

口 目的

廃食油回収の促進とバイオ燃料活用の拡大による内航分野におけるカーボンニュートラルの推進

口 事業

- ▶ 内航分野における廃食油回収の事業者ガイドラインの検討(回収方法、回収事業者連絡先など)
- ▶ 船舶でのバイオ燃料活用の事業者マニュアルの検討(CO2排出量計算方法、供給事業者連絡先など)
- ▶ 上記の普及促進(参加団体の所属会員企業への周知など)
- ▶ 必要な関連情報の収集と調査の企画立案への協力
- ▶ 廃食油回収・バイオ燃料活用に関する参加団体の所属会員企業のSDGs取り組みの表彰
- ▶ その他必要な業務の実施

口 参加構成

- 業界団体で構成(参加団体は所属会員企業に連絡協議会の情報を展開することができる)
- ▶ 連絡協議会の事務局は、鉄道・運輸機構が務める
- 事業実施上必要な関係機関は、参加団体の了解のもとで参加(調査実施機関等)

ロその他

▶ 連絡協議会の設置は、原則3年とし、参加者の同意により延長